

消防消第59号
平成13年3月30日

各都道府県知事 殿

消防庁次長

消防吏員服制準則及び消防団員服制の一部改正について(通知)

消防吏員服制準則(昭和42年2月3日消防庁告示第1号)が平成13年3月30日消防庁告示第10号により別紙1のとおり、消防団員服制(昭和25年2月4日国家公安委員会告示第1号)が平成13年3月30日消防庁告示第11号により別紙2のとおり、それぞれその一部が改正され、平成13年4月1日から施行されることになりましたので通知します。

貴職におかれましては、下記の事項に留意の上、その運用に配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を通知し、周知いただくようお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

消防庁においては、消防組織法(昭和22年法律第226号)第14条の4第2項及び第15条の6第2項の規定に基づき、消防吏員及び消防団員の服制の基準を定めているが、いずれの基準についても最終改正から10年以上が経過している。そのような背景のもとで、女性消防吏員を念頭においた服制となっていないなど、時代の要請に必ずしも沿っていない状況が生じており、全国消防長会及び日本消防協会から消防庁に対し、服制基準の見直しの要望がなされていた。

今回は、これらの見直し要望があった制服及び作業服を中心に、消防吏員及び消防団員の士気高揚、秩序ある組織的活動の確保等の観点から、服制の基準の見直しを行ったものである。なお、併せて、基準の名称をそれぞれ「消防吏員服制準則」から「消防吏員服制基準」に、「消防団員服制」から「消防団員服制基準」に改正している。

第二 基本的な考え方

消防吏員及び消防団員の服制については、次の1～5にある基本的な考え方に沿って改正した。

1 全国統一すべき事項と各団体の裁量範囲の明確化

服制についての一定の統一感を保ちつつ、各地域において気候風土や消防活動の実態等にあった服制を取り入れられるよう、色・基本的シルエット等全国統一すべき事項を明確にして統一を図りつつ、地質、ボタンの数・サイズ、ポケットの数・位置、ネクタイの色・柄等については地方公共団体の裁量事項とするなど各地方公共団体の裁量範囲を明らかにした。

2 「消防」の象徴性の確保化

住民等に「消防」と識別しやすい服制とし、また、警察や自衛隊等との区別を図る観点から、オレンジ色を活用することとした。

3 女性消防吏員の服制基準の制定と女性消防団員の服制基準の改正

女性消防吏員及び女性消防団員の服制については、全国的に不統一な状況となっているため、専用の服制基準がない女性消防吏員についての服制基準を「消防吏員服制基準」において新たに規定することとし、また、女性消防団員の服制基準についても、全面的な見直しを実施し、「消防団員服制基準」において規定することとした。なお、女性消防団員の服制基準は、従来、「婦人消防団員の服制の制定について（昭和55年6月2日付け消防消第74号消防庁長官通知）」により制定していたところであるが、当該通知は平成13年3月30日付け消防消第58号により廃止する。

4 消防吏員と消防団員の統一感の確保と差別化

消防吏員と消防団員については、いずれも消防機関に属するものであることから、両者の統一感を確保する必要がある。したがって、基本的シルエットを同一とし、同系統の色とした。

一方で、災害現場、式典等においては指揮命令や識別を容易にする必要があること、両者の間では権限に相違があること等から、両者の差別化を図った。冬服についてはダブル、シングルで区別するとともに、冬服、夏服及び作業服の全てを通して色の濃淡により、さらに作業服についてはオレンジ色を配する位置により、区別した。

なお、各市町村において具体的な服制を定めるに当たっては、この趣旨を踏まえ、制服等の色調のほか、ネクタイの色・柄、エンブレムの色や模様等を異なったものとする事、消防本部・消防団名をネームプレートやししゅうで示すこと等により、両者の区別が明確になるよう工夫することが望ましい。

5 作業服における機能性の確保

基本的シルエット、色及び必要な性能項目を示すとともに、技術革新や消防活動の多様化に対応できるよう、具体的な材質等については各団体の裁量に委ねた。

第三 改正後の基準の主な内容

1 消防吏員服制基準について

(1) 冬帽及び冬服

- ①色は濃紺とする。
- ②男性の冬帽及び冬服の製式については、原則として、従来どおりとする。
- ③女性の冬帽の製式は、円形つば型とし、帽のまわりにリボンを巻くものとする。
- ④女性の上衣の製式は、打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。
- ⑤女性の下衣の製式は、長ズボン、スカート又はキュロットスカートとする。
- ⑥ネクタイの色・柄は、原則として自由とする。
- ⑦冬帽又は冬服についてその一部にオレンジ色を配し、又は冬服と併せて用いるエンブレム、ネクタイ等についてオレンジ色を基調としたものとする事等により、冬服等の一部にオレンジ色を配するものとする。(別表備考二)
- ⑧冬服に併せて、必要に応じ、ベストを着用することができる。(別表備考三)

(2) 合服

項を削除する。

(3) 夏帽及び夏服

- ①色は、夏帽及び下衣を紺、上衣を淡青とする。
- ②男性の夏帽の製式は従来どおりとし、女性の夏帽の製式は冬帽と同様とする。
- ③男性の上衣のえりはシャツカラーとする。
なお、開きん(小開き式)をもって、シャツカラーに代えることができる。(別表備考四)
なお、ネクタイの着用の有無は、各地方公共団体の裁量事項とする。
- ④女性の上衣の製式は、打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。
- ⑤男性の下衣の製式は、原則として、従来どおりとし、女性の下衣の製式は、冬服下衣と同様、長ズボン、スカート又はキュロットスカートとする。
- ⑥夏帽又は夏服についてその一部にオレンジ色を配し、又は夏服と併せて用いるエンブレム、ネクタイ等についてオレンジ色を基調としたものとする事等により、夏服等の一部にオレンジ色を配するものとする。(別表備考二)
- ⑦夏服に併せて、必要に応じ、ベストを着用することができる。(別表備考三)

(4) 略帽及び活動服

- ①色は濃紺とし、上衣のえり、肩及び背面上部にオレンジ色を配する。
- ②上衣の背面上部に消防本部名を表示する。
- ③活動服は、用途に応じ、通気性、難燃性、強度、帯電・静電防止等の機能性に配慮するものとする。
- ④略帽については、アポロキャップをもって、これに代えることができる。(別表備考一)
- ⑤活動服については、ファスナーをもって、ボタンに代えることができる。(別表備考五)

(5) その他

- ①外とうについては、ブルゾンをもって、これに代えることができる。(別表備考六)
- ②消防手帳については、消防章及び消防本部名等の事項を表示したカードをもって、これに代えることができる。(別表備考七)

③形状に関する図で示しているポケット、ボタンの数及び位置については、図と異なるものとするができる。(別表備考八)

④外とう、雨衣、ワイシャツ、手袋、バンド、靴及び消防手帳について、その他所要の改正を行う。

2 消防団員服制基準について

(1) 帽、甲種衣及び下衣

①色は、男性が従来どおり黒、女性が暗い濃紺とする。

②男性の帽、甲種衣及び下衣の製式等については、原則として、従来どおりとする。

③女性の帽の製式は円形つば型とし、帽のまわりにリボンを巻くものとする。また、き章は、銀色金属製消防団き章をモール製銀色桜で抱擁したものとする。

④女性の甲種衣の前面の製式は、銀色ボタンを用い、打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。後面の製式は、両側脇線のすそを裂くものとする。また、そで章は、銀色しま織線をまとうものとする。

⑤女性の下衣の製式については、長ズボン、スカート又はキュロットスカートとする。

⑥ネクタイの色・柄は、原則として自由とする。

⑦帽、甲種衣又は下衣についてその一部にオレンジ色を配し、又は甲種衣及び下衣と併せて用いるエンブレム、ネクタイ等についてオレンジ色を基調としたものとする。こと等により、甲種衣、下衣等の一部にオレンジ色を配するものとする。(別表備考二)

⑧甲種衣に併せて、必要に応じ、ベストを着用することができる。(別表備考三)

(2) 夏帽、夏上衣及び夏下衣

①色は、夏帽及び夏下衣が濃紺、夏上衣は淡青とする。

②男性の夏帽の製式は従来どおりとし、女性の夏帽の製式は帽と同様とする。

③男性の夏上衣のえりはシャツカラーとする。

ただし、開きん(小開き式)をもって、シャツカラーに代えることができる。(別表備考四)

なお、ネクタイの着用の有無は、各地方公共団体の裁量事項とする。

④女性の夏上衣の製式は、打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。

⑤男性の夏下衣の製式は、原則として、従来どおりとし、女性の夏下衣の製式は、下衣と同様、長ズボン、スカート又はキュロットスカートとする。

⑥夏帽、夏上衣又は夏下衣についてその一部にオレンジ色を配し、又は夏上衣及び夏下衣と併せて用いるエンブレム、ネクタイ等についてオレンジ色を基調としたものとする。こと等により、夏上衣又は夏下衣等の一部にオレンジ色を配するものとする。(別表備考二)

⑦夏上衣に併せて、必要に応じ、ベストを着用することができる。(別表備考三)

(3) 略帽、活動上衣及び活動ズボン

①色は紺とし、活動上衣の胸のポケット及びえり裏にオレンジ色を配するとともに、オレンジ色のベルトを用いるものとする。

②活動上衣及び活動ズボンは、用途に応じ、通気性、難燃性、強度、帯電・静電防止等の機

能性に配慮するものとする。

③略帽については、アポロキャップをもって、これに代えることができる。(別表備考一)

④活動上衣については、ファスナーをもって、ボタンに代えることができる。(別表備考五)

(4) その他

①外とうについては、ブルゾンをもって、これに代えることができる。(別表備考六)

②消防団員手帳については、消防団章及び消防団名等の事項を表示したカードをもって、これに代えることができる。(別表備考八)

③形状に関する図で示しているポケット、ボタンの数及び位置については、図と異なるものとする。ことができる。(別表備考十)

④靴、階級章、外とう、雨衣及び消防団員手帳について、その他所要の改正を行う。

第四 留意点

今回の服制基準の改正に伴い、次の点に留意する必要がある。

- 1 各市町村においては、消防吏員、消防団員いずれについても、この改正後の新しい服制基準に従い服制に関する規則を改正する必要があること。
- 2 新たな服制への移行については、期限を定めるものではないが、各市町村において新たな服制を導入するに際しては、できる限り災害現場における活動等において混乱が生じないよう必要な配慮をしていくことが望ましいこと。
- 3 なお、消防吏員服制基準の改正告示附則第2項及び消防団員服制基準の改正告示附則第2項において、各市町村において改正後の服制基準に従い規則が改正されるまでの間については、服制基準改正告示の施行の際に既に規則で制定されていた服制によることができるものとされていること。